

大口町告示第50号

大口町予算決算会計規則（昭和53年規則第12号）第56条の規定により大口町野球グラウンド、大口町テニスコート、大口町屋内運動場、大口町野外活動施設、大口町中央公民館、大口町民会館の使用料徴収及び大口町立大口中学校体育施設、大口北小学校体育施設、大口南小学校体育施設、大口西小学校体育施設のスポーツ開放使用料の徴収を委託することについて、同条第57条の規定により告示する。

平成22年4月1日

大口町長 森 進

1 収入の種類

大口町野球グラウンド、大口町テニスコート、大口町屋内運動場、大口町野外活動施設、大口町中央公民館、大口町民会館の使用料徴収及び大口町立大口中学校体育施設、大口北小学校体育施設、大口南小学校体育施設、大口西小学校体育施設のスポーツ開放使用料の徴収

2 委託しようとする私人の住所・氏名・代表者

住 所	大口町下小口六丁目150番地
氏 名	特定非営利活動法人 ウィル大口スポーツクラブ
代表者	理事長 服部光延